

○飯塚市小規模事業指導事業費補助金交付要綱

平成26年4月11日

飯塚市告示第127号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚商工会議所（以下「会議所」という。）が商工会議所法(昭和28年法律第143号)の規定に基づいて実施する事業に関する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、会議所が福岡県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に基づいて実施する市内小規模事業の振興と安定を目的とする経営改善普及事業に要する経費とし、市長が必要があり、かつ、適当であると認めたものとする。ただし、備品購入費及び飲食を伴う会議費は、補助対象外とする。

(補助金交付の申請)

第3条 会議所は、補助金の交付を受けようとするときは、飯塚市小規模事業指導事業費補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請内容に不備があると認めるときは、前項の規定に基づき申請した者に、その補正を求めることができる。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、飯塚市小規模事業指導事業費補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(事業変更の承認)

第5条 前条の規定により交付決定を受けた会議所が、交付決定の内容について変更(中止及び廃止を含む。)の承認を受けようとする場合には、飯塚市小規模事業指導事業費補助金交付変更等承認申請書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認申請書の提出があったときは、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付して、飯塚市小規模事業指導事業費補助金交付変更等承認(不承認)通知書により会議所に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 会議所は、交付の決定に係る会計年度の末日又は当該補助事業完了(補助対

象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)の日から1月を経過した日のいずれか早い日までに、飯塚市小規模事業指導事業実績報告書を、市長に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金等の交付の決定の内容(第5条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、飯塚市小規模事業指導事業費補助金確定通知書により会議所に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 市長は会議所が補助金を交付の目的以外の用途に使用したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。